

新婚世帯に最大 30 万円

Happy Wedding!

坂城町では、新婚夫婦の新生活スタートを応援するため、
「坂城町結婚新生活支援補助金」を交付します。

対象となるご夫婦は？

次の4つの要件を満たすご夫婦です

- ① 令和4年4月1日以降（年度内）に婚姻したご夫婦
- ② 夫婦共に婚姻日において39歳以下で、所得の合計が400万円未満のご夫婦
- ③ 対象となる住居が坂城町内にあり、申請時に住所がその住居であるご夫婦
- ④ 過去に同様の補助金をもらっていないご夫婦

補助の対象となる費用は？

令和4年4月1日以降（年度内）に支払った下記の費用が対象です。

- ・住居費：結婚を機に新たに住宅を購入、または、賃貸に要した費用（購入費、賃貸料、敷金、礼金、仲介手数料など）
- ・引越し費用：結婚を機に引越しをした場合に要した費用（引越し業者への支払い分）
- ・リフォーム費用：住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕等に要した費用



補助金額は住居費、引越し費用とリフォーム費用を合わせた額で、最大30万円です。
詳しくは、下記担当へお問い合わせください。

坂城町役場 福祉健康課 福祉係
TEL：0268-75-6205